

【「auじぶん銀行取引規約」新旧対比表】

新（赤文字部分が変更箇所）：2023年11月12日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）：現状
第3条 口座開設方法	第3条 口座開設方法
1.~4.省略	1.~4.省略
<p>5. お客さまは、ネットワーク端末による口座開設の申込時、および口座開設後のインターネットバンキングの利用時に、当行が以下の事項を行うことに同意したものととして取扱います。</p> <p>（1）お客さまが使用したネットワーク端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）を取得すること。</p> <p>（2）デバイス情報を、不正な取引を検知する目的、その他インターネット上の各種取引の健全性向上に寄与する新サービスの検討等を行う目的で利用し、当該目的において、第三者にデバイス情報を開示し、当該第三者に利用させること。</p>	(新設)
6. 日本国籍を保有せずに日本国内に住所を有しているお客さまは、口座の開設時または開設後において、当行から在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求められた場合、当行が指定する方法によって届け出てください。	5. 日本国籍を保有せずに日本国内に住所を有しているお客さまは、口座の開設時または開設後において、当行から在留資格および在留期間その他の必要な事項の届出を求められた場合、当行が指定する方法によって届け出てください。
第23条 取引の停止	第23条 取引の停止
1.(1)~(3)省略	1.(1)~(3)省略
(4) 第三者による不正アクセスの可能性があると当行が判断した場合	(新設)
2. お客さまについて前項第2号から第4号までのいずれかの事項が生じたことを理由として、前項により、当行がお客さまとの本規約に基づく取引の全部または一部を停止した場合であっても、お客さまからの説明等に基づき、当該各号の事由が合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の全部または一部の停止を解除します。	2. お客さまについて前項第2号または第3号のいずれかの事項が生じたことを理由として、前項により、当行がお客さまとの本規約に基づく取引の全部または一部を停止した場合であっても、お客さまからの説明等に基づき、当該各号の事由が合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の全部または一部の停止を解除します。
【2023年11月12日現在】	以上 【2022年8月15日現在】